西粟倉村民間事業者提案制度実施要項

1. 趣旨

西粟倉村は平成の大合併時に単独村政を選択して以降、2008年に「百年の森林構想」を掲げ、地域の抱える課題を民間事業者と手を取り、持続可能な地域となるよう「地域の強み」に変える取り組みを行ってきた。

この取り組み以降、百年の森林事業をはじめ、再生可能エネルギー事業、ローカルベンチャー事業、SDGs未来都市関連事業と様々な事業に取り組んできたが、いずれも村外からの「視点」を取り込みながら村の持つ隠れた強みを発掘し、新たな価値を生み出す取り組みを行ってきた。村内に事業者が増え、それらのネットワークが広がるにつれ、その中から村の事業に様々にかかわりを持つ事業者が現れ、民間事業者と村が共に未来に向かい、ありたい姿を実現する力を生み出していける可能性を十分に感じることができる状況にある。

今後も、村の課題は人口減少・少子高齢化の進展、ライフスタイルや価値観の多様化、インフラや公共施設の老朽化の顕在化など様々な社会的要因から、ますます多様化、高度化、複雑化していきます。限られた経営資源で持続可能な地域にしていくためには、行政が主体となり課題を解決する従来の概念や手法にとらわれず、豊富な知見やリソースを有する企業・団体との協働を推進し、民間と行政が、それぞれの長所を活かし、対等な立場でありたい未来を共創していくことが必要不可欠になっています。本村の民間事業者提案制度（以下「民間提案制度」という。）は、より効果的・効率的な行政経営による財源の確保、財政負担の軽減を図りながら、豊富な知見やリソースを有する民間事業者の提案を受け付け、事業化を行うことで、官民連携を積極的に進め、持続可能な村の姿である「百年の森林に囲まれた上質な田舎」を実現していくものです。

1. 制度概要

本村の民間提案制度は、持続可能な村を実現するため、民間事業者に住民サービスの向上、行政課題の解決及び地方創生に貢献する等の提案を求め、採用された提案を行った者との協議を経て、事業化を図るものです。

また、事業化が決定した際には、採用された提案を行った者との随意契約を前提としています。

ただし、協議が成立した場合でも、予算案件が議会で承認されない等の事由により、事業が実施できなくなった場合には、本件は事業化されません。

1. 提案募集の対象
2. 提案募集の対象

募集する提案は、旧国民宿舎あわくら荘跡地に新たに西粟倉村らしい宿泊施設を建設し、その施設を良好に運営する提案です。

具体には、次の「（ア）宿泊交流施設整備に関する提案」及び「（イ）自主事業提案」を一体とした提案とし、各号の内容を踏まえ自由に提案できるものとします。

* 1. 宿泊交流施設整備に関する提案（必須提案）
     1. 西粟倉村が作成した新宿泊交流施設に係る基本構想「西粟倉宿泊施設整備方針」及び「令和２年度西粟倉宿泊施設整備基本設計」により、目的施設の整備（以下、「本整備事業」という。）を行う。
     2. 本整備事業の概略は下記のとおりとする。
        + 1. 所在地：岡山県英田郡西粟倉村大字影石1220番地
          2. 敷地面積：約7,800㎡
          3. 建築面積：共用棟（レストラン）437.10㎡

宿泊棟（合計）555.80㎡

* + - * 1. その他内容：外構工事　一式

外縁道路新設工事　一式（L=210.0m　W=4.0m）

実施設計　一式

施工監理　一式

* + - * 1. 事業費上限：10億円

※別紙イメージ図、現況平面図（旧あわくら荘を表示）、新宿泊施設外縁道路概略設計図を参照。

* + 1. 本整備事業は、実施設計及び工事区域内のすべての整備工事（敷地造成、建築、設備、外構（植栽、駐車場、付替え外縁道路を含む））、施工監理の全てを含み、その概算費用について提案をする。整備方針・基本設計内容を踏まえた上で、創意工夫を盛り込んだ提案をすることは差し支えない。

提案された概算費用については、採択後の協議で精査することとする。

* + 1. 本整備事業は、整備段階から整備後の良好な運営と施設管理が行われるよう配慮・工夫されることを目的に、実施設計、施設の建設、完成後の施設運営・管理のすべてを自社または複数事業者の共同体で提案する。共同体で提案するときは、前述目的が達成されるよう配慮すること。

　本整備事業の全体執行体制を示し、運営、管理について任意の期間の事業計画（概略）を提案する。（任意様式）

　完成後の運営・管理については、５年間の指定管理（更新あり）を想定しているが、委託形式を含め詳細については採択後の協議において決定する。

* + 1. 運営に必要な什器・備品等については、原則民間提案制度により提案を行う者（以下「提案者」といいます。）の費用負担として提案する。
    2. 本整備には、村は内閣府所管の地方創生拠点整備交付金の活用を想定しており、提案者は、交付金以外の民間資金調達手法について提案する。交付金事業の対象は建築工事に関する部分のみを対象に、交付金は対象事業費の1/2を想定している。
    3. 本整備に係る地域内調達について、方針・提携・調達方法等及びその実現可能性（提案時における進捗状況）について提案する。
  1. 自主事業提案（任意提案）

新宿泊交流施設整備に伴い、（ア）必須提案事項以外の提案者自身が行う事業について提案することができる。自主事業提案については、下記の範囲において自由に行うことができるものとする。

* + 1. 新宿泊交流施設整備に伴い、整備後の運営、管理等において自社等で関連して展開する事業及びその他公共施設等との連携・効率化について提案することができる。
    2. 新宿泊交流施設が整備されることにより地域に発現する効果をより増大させるために一体的に行う事業について提案することができる。
    3. 提案においては、自主事業により「地域の就業機会の創出」「地域経済基盤の強化・発展」「生活環境の整備・充実」が図られる内容の提案であること。

1. 提案条件
2. 本整備事業に係る費用については、村の財政支出を最小にすること。また、その他の提案については原則として村にとって、新たな財政支出または維持経費等の増加を伴わないこと。

※ただし、提案事業を実施した結果、本村に大きな財政効果や住民サービスの向上、関係人口や交流人口の増加、地域経済の拡大など投資に対する相応の効果が見込まれる事業については、本村の新たな財政支出を排除するものではありません。

1. 次に挙げるものを資金調達の手段とする場合には、算出方法及び金額をできる限り具体的に明記すること。
2. 現行予算の流用
3. 国・県等からの補助金・交付金（（１）－⑤の内容を含む）
4. 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）
5. 企業等の寄付
6. 完成した施設の所有は西粟倉村となり、採択された提案者に運営を委託します。（委託契約内容、委託の形式は採択後協議）
7. （１）―（イ）自主事業提案については、必ずしも提案を義務付けるものではないが、採択審査では採否の総合的な判断の範囲に含まれるものとする。また、法令により村がすべき事業とされていないこと。
8. 提案者の資格要件等
9. 参加者の条件
10. 提案者は、提案内容を実行する意志と能力（資格）を有する民間事業者（営利を目的として活動する企業や団体等。ジョイントベンチャーやコンソーシアムによる場合も含む。）とします。
11. 提案者は、本村及び必要に応じて施設管理者・指定管理者等との協議・調整が可能な能力を有し、事業化に向けた諸条件の変更等について柔軟な対応ができる者であることとします。
12. グループ（複数の企業・団体等の共同体）で提案する場合には、１者を代表者として選出したうえで提案者の構成員全てを明らかにし、各々の役割分担を明確にしてください。

その場合は、代表者がグループを代表して参加手続きを行うものとします。

※構成員に変更が生じた場合は速やかに村へ報告するものとします。

1. 提案者の制限

次の要件のいずれかに該当する者は、提案者及び提案者の構成員になることができません。

1. 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４に規定するものに該当する者
2. 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申し立てをしている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申し立てをしている者
3. 西粟倉村建設工事等暴力団排除対策措置要綱の別表各項に掲げる措置要件に該当する者
4. 国及び地方自治体から入札参加資格指名停止中の者
5. 国税及び地方税を完納していない者
6. スケジュール

公募開始 　　　　　　　　令和3年11月8日（月）

相談等の受付 　　　　　　令和3年11月8日（月）〜令和3年11月26日（金）

相談等の期間　　　　　　 令和3年11月10日（水）〜令和3年12月 3日（金）

提案書の受付期間 　　　　令和3年12月10日（金）〜令和3年12月17日（金）

提案審査 　　　　　　　　令和3年12月22日（水）

審査結果の通知、公表 　　令和4年1月11日（火）予定

詳細協議開始 　　　　　　令和4年1月

契約の締結 　　　　　　　詳細協議が調ったのち

1. 提案の募集方法等
2. 提出書類の種類

提案者が提出する書類及び提出部数は次のとおりです。

1. 提案書（様式第２号） １部
2. 誓約書（様式第３号） １部
3. 事業計画書（概算）（任意様式） １部
4. 見積書（任意様式：内訳がわかるもの） １部
5. 資金調達の手段、金額が分かる資料（任意様式） １部
6. 構成員一覧（様式第４号） １部［グループで提案する場合のみ］

上記の紙原本以外に、提出内容と同じ内容のデータファイルを CD-R等で提出してください。なお、様式については、記載内容が同じであればファイル形式等は問わない。

1. 提出書類の受付
2. 提案者は（１）の提出書類を作成し、受付期間内に産業観光課へ提出することとします。
3. 提出書類の受付期間は、令和3年12月10日（金）〜令和3年12月17日（金）までとします。
4. 受付時間は、西粟倉村役場開庁日(平日)の午前９時から午後５時までとします。
5. 提出方法は、郵送または持参とします。（郵送の場合は、提出書類の受付期間最終日必着とします。）
6. 応募に関する留意事項
7. 費用負担

応募に関する全ての書類の作成及び提出に係る費用は、提案者の負担とします。

1. 提出書類の取扱い・著作権等
2. 提出書類の著作権は、提案者に帰属しますが、提出書類は返却しません。
3. 提案者の提出書類については、提案の審査のみに使用します。提案者の承諾なく、それ以外の目的で提案者に無断で使用しません。また、第三者に情報を漏らしません。
4. 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、提案を行った提案者が負うものとします。
5. 本事業に係る情報公開請求があった場合には、西粟倉村情報公開条例第７条に定める非公開情報（法人等の正当な利益を害するおそれがある情報）が記載している部分を除き、原則公開します。
6. 法令等の遵守

提案にあたっては、事前に提案者の責任において関係法令等を確認し、事業実施時における法令適合のリスクは提案者に帰属することとします。

1. 失格事項

提案者が次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

1. 提出書類に虚偽の記載があった場合
2. 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
3. 相談及び現地調査
4. 相談及び現地調査

提案の検討にあたって、相談及び現地調査を受け付けますので、希望する場合は、相談等申込書（様式第１号）に必要事項を記入し、電子メールにより提出してください。

申込期間：令和3年11月8日（月）〜令和3年11月26日（金）まで

相談期間：令和3年11月10日（水）〜令和3年12月3日（金）まで

1. 提出先 西粟倉村産業観光課

　　Mail：sankan●vill.nishiawakura.lg.jp

※送信の際は●を@に変えてください。

1. 留意事項
2. 相談は村と提案者で個別に非公開で行います。
3. 村が主体的にアイデアを出すことはありません。
4. 相談の有無は提案審査に影響しません。
5. 相談件数等を村ホームページで公表します。なお、提案者名や相談内容等の情報は公表しません。
6. 審査（協議対象の選定）

提出された提案書は、住民サービスの向上や地域経済の活性化、事業の実現性などの視点によりプレゼンテーション審査し提案の採否を決めます。提案の採否は事業化に向けた詳細協議を行うか否かを決めるもので、事業化を決定するものではありません。

1. 提案書に関するプレゼンテーション
2. 日時 令和3年12月22日（水）午前 10 時から午後 5 時までの間
3. 場所 西粟倉村役場
4. 選定 審査委員会による選定
5. 時間 １提案あたりプレゼンテーション30分以内、質疑応答20分程度
6. 内容 提案書に基づくプレゼンテーション
7. 留意点 出席者は３名までとします。

※スクリーン、プロジェクター、PC用電源（テーブルタップ）は本村で用意しますが、その他必要な物は提案事業者で用意してください。

1. 採用となった提案

審査の結果、採用となった提案については、事業化に向けた詳細協議対象案件とし、提案者を交渉権者とします。審査（採否）の区分は、次のとおりとします。

1. 採用（一部採用含む）：協議対象提案として事業化に向けて協議を行うもの。
2. 不採用：事業化に適さないと判断されたもの、現時点では実現が困難なもの、民間提案制度によって事業者を選出することが不適当と判断されたもの等。
3. 審査結果の通知・公表

提案審査の結果は、提案者に対して文書で通知します。また、採用（協議対象提案）となった案件については、「案件名・提案事業者名・提案概要」を村ホームページで公表します。なお、 審査結果に対する異議の申し立ては受け付けません。

1. 追加書類の提出

採用（一部採用）となった案件を提案した者（交渉権者）で⼊札参加資格を有しないものは、登録手続きに必要な書類を提出することとします。

1. 協議
2. 事業化に向けた協議

交渉権者と本村は、提案内容を基に事業化に向けた詳細を協議します（協議が整わない場合は事業化を見送ることになります）。

詳細協議し、村の事業として立案した書類の著作権は、村に帰属します。

1. 協議に関する留意事項
2. 協議は、原則として交渉権者が行った提案の範囲内で行うものとし、費用は交渉権者の負担とします。
3. 協議が整わなかった場合（合意に至らなかった場合）でも、交渉権者が協議過程において負担した費用やリスク等について、村は責任を負いません。
4. 交渉権者との協議が成立した場合においても、予算案件等が議会で承認されない等の理由により、提案の事業が実施できなくなった場合には、本件は事業化されません。

ただし、当該事業が実施できなくなった事由が解決したときは、交渉権者と本村と協議の上、事業化を図ります。

1. 交渉権者は、村が事業化の検討における提出書類の利用、事業名称や概略等の公表に同意することとします。ただし、西粟倉村情報公開条例第７条に定める非公開情報（法⼈等の正当な利益を害するおそれがある情報）が記載している部分は除きます。
2. 事業概要や協議経過等については、必要に応じて議会等へ報告することがあります。ただし、西粟倉村情報公開条例第７条に定める非公開情報（法人等の正当な利益を害するおそれがある情報）が記載している部分については報告の対象としません。
3. 交渉権者は、提出書類が第三者の有する特許権等を侵害するものでないことを本村に対して保証することとします。交渉権者は、提出書類が第三者の特許権等を侵害し、第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、交渉権者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとします。
4. 西粟倉村情報公開条例に基づく情報公開請求により一部又は全部を公開することがあります。ただし、同条例第７条に定める非公開情報（法人等の正当な利益を害するおそれがある情報）が記載している部分は除きます。
5. 交渉権者が次のいずれかに該当する場合は失格とし、協議不成立または契約解除とします。
6. 本要項に定める手続きを遵守しない場合
7. 提出書類に虚偽の記載があった場合
8. 公正な審査について影響を与える行為があった場合
9. 契約・事業実施
10. 契約締結

交渉権者と本村は、協議成立後、提案事業の実施について随意契約を締結します。

1. 契約の時期

交渉権者と本村は、次に定める時点において契約を締結します。

1. 予算措置が不要な場合は、協議が成立した時点
2. 予算措置が必要な場合は、予算措置が成立した時点
3. 事業実施

契約締結後、交渉権者は責任をもって提案内容（当該事業）を履行することとします。

1. 問い合わせ先

西粟倉村役場　産業観光課

〒707-0503 岡山県英田郡西粟倉村影石33番地1

Tel：0868-79-2230（直通） FAX：0868-79-2125

Mail：sankan●vill.nishiawakura.lg.jp

※送信の際は●を@に変えてください。